

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年5月1日

北九州市保健福祉局総務部保険年金課

1 当該公募の趣旨

本業務は、国民健康保険料の問い合わせに対応するため、市民向けに国民健康保険料の簡易試算 Web システムの構築・運用を行う業務であり、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積もり合わせを実施する予定である。

2 業務名

国民健康保険料簡易試算 Web システム構築・運用業務

3 業務概要

下記「(別紙)国民健康保険料簡易試算 Web システム構築・運用業務概要(説明書兼仕様書)」のとおり

4 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

ウ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

応募をしようとする者は、契約担当課に連絡の上、完成品の作製イメージ用のサンプル品の事前の確認や詳細な仕様の把握を行い、自社での構築・運用が可能であるか確認すること。

5 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 北九州市保健福祉局総務部保険年金課

電話番号 093-582-2415 FAX番号 093-582-5227

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

要綱第6条第3項の規定により説明書の交付手続きは省略（公示書と兼ねる）。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年5月1日から令和8年5月20日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。ただし、事前に4(2)のとおり契約担当課の説明を受け、対応可能であるか確認すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の見積もり合わせを中止する場合がある。

イ 公示に示す事項以外の詳細は「(別紙)国民健康保険料簡易試算 Web システム構築・運用業務概要(説明書兼仕様書)」による。

(別紙) 国民健康保険料簡易試算 Web システム構築・運用業務概要 (説明書兼仕様書)

1 業務名

国民健康保険料簡易試算 Web システム構築・運用業務

2 業務概要

子ども・子育て支援金制度新設に伴う国民健康保険料簡易試算 WEB システムの見直しを行うにあたり、簡易試算 Web システムの構築・運用業務を委託するもの。業務の詳細な説明は以下3のとおり。

3 使用する簡易試算 Web システムの仕様

(1) サーバ

- ・外部サーバとし、市保険年金課HPからリンクする。
- ・入力した情報及び試算結果は、保存しない。

(2) 入力項目

- ・世帯主情報 (国保加入の有無、年度途中の加入・脱退の有無と加入月・脱退月、生年月日、給与収入、公的年金収入、その他所得、非自発的失業者軽減条件該当の有無)
- ・世帯員情報 (世帯主を除いた世帯構成員人数、年度途中の加入・脱退の有無と加入月・脱退月、生年月日、給与収入、公的年金収入、その他所得、非自発的失業者軽減条件該当の有無)

(3) 出力項目

- ・保険料総額 (加入月数の額)
- ・1 か月あたりの保険料額 (保険料総額を加入月数で除した額)
- ・軽減判定結果 (7割・5割・2割・軽減なし)
- ・産前産後保険料免除対象 (世帯主・世帯員、免除期間)

なお、より詳細な仕様については、秘密保持誓約書 (様式 1) を提出した者に貸与する。

4 履行期間

(1) 構築 令和8年5月27日まで

(2) 運用 令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

5 履行（納品）場所

北九州市保健福祉局総務部保険年金課（北九州市小倉北区城内1-1）

6 その他

Web システム構築・運用にあたり、上記以外の不明な点は、市と協議の上実施すること。

7 手続き等

(1) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

公示に記載の参加意思確認書の提出期間と同じ。

イ 受付担当課

公示に記載の契約担当課（問い合わせ先）と同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(2) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の見積もり合わせを中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市保健福祉局総務部保険年金課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。